

# 第 1 回 津山市総合計画審議会 次第

日 時：平成 17 年 4 月 25 日(月)  
午後 1 時 30 分～  
場 所：津山市役所 大会議室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 審議会委員の紹介(審議会委員名簿)
5. 正副会長の互選
6. 会長あいさつ
7. 報告事項
  - (1) 審議会規則・策定に関する規則について
8. 協議事項
  - (1) 津山市第 4 次総合計画の策定要領について
  - (2) 審議会運営スケジュールについて
  - (3) 津山市総合計画審議会傍聴要領について
9. その他
10. 閉 会

## 津山市総合計画審議会委員名簿

氏名	団体名
阿部 武治	津山工業高等専門学校
浮田 佐平	津山商工会議所
後山 富士水	津山市連合町内会
大山 光	津山青年会議所
小坂田 昌平	津山市体育協会
菅田 貞男	加茂地域審議会
小林 彬二	岡山県美作県民局
重松 勝江	公募委員
杉山 和之	久米地域審議会
田中 勝子	津山市観光協会
田原 清資	津山市社会福祉協議会
田村 正敏	作州津山商工会
為貞 友美	美作大学(学生)
土肥 祥嗣	津山市消防団
豊田 道弘	津山市民生児童委員連合協議会
長江 真理子	つやま市民活動センター運営委員会
中島 壮太	津山市医師会
長滝 健吾	津山市森林組合
平井 恵美子	公募委員
平井 雅美	勝北地域審議会
藤本 明弘	阿波地域審議会
藤本 貴子	津山市愛育委員連合会
藤本 晴男	公募委員
二木 幸子	津山市PTA連合会
水野 久壽也	津山市老人クラブ連合会
目瀬 守男	美作大学
森西 順次	津山市議会
八木 芙佐子	津山市文化連盟
保田 佳子	小中学校校長会
矢野 公史	津山農業協同組合
柚本 夏輝	津山工業高等専門学校(学生)

津山市総合計画審議会規則を次のように定める。

津山市長 中 尾 嘉 伸

## 津山市総合計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、津山市執行機関の附属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）第4条の規定により、津山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 審議会は、津山市総合計画に関し、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域審議会の委員
- (4) 市民団体の代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか市長が特に必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画室において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

津山市総合計画の策定に関する規則を次のように定める。

津山市長 中 尾 嘉 伸

## 津山市総合計画の策定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、津山市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画策定の理念)

第2条 総合計画は、市町村合併による枠組みの変化や地域社会の特性に応じた振興発展の将来図及びこれを達成するための振興施策の大綱並びに大綱に基づく総合的かつ計画的な行政運営計画として策定し、行政各部門相互間の有機的連携により、市民福祉の向上と市政の健全な発展のために総合的成果を上げることがめざすものとする。

(総合計画)

第3条 総合計画は、次条及び第5条に規定する基本構想及び基本計画からなるものとする。

(基本構想の策定)

第4条 基本構想は、本市のめざす都市像を掲げるとともに、これを達成するための都市づくりの基本理念及び施策の大綱を定めるものとする。

2 基本構想は、各部署が作成した素案をもとに、第6条に定める総合計画策定委員会（次条において「委員会」という。）の調整を経て市長が定める原案を津山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮った後、市議会の議決により決定する。

(基本計画の策定)

第5条 基本計画は、前条の基本構想に基づいて都市づくりの基本的方向と具体的整備目標を定めるものとする。

2 基本計画は、各部署が策定した素案をもとに、委員会の調整を経て市長が定める原案を審議会に諮った後、市長が決定する。

(総合計画策定委員会の設置)

第6条 総合計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は、総合計画策定に係る総合調整及び原案作成事務を所掌し、その内容を必要に応じて市長に報告するものとする。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、助役をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、収入役をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、教育長、特別理事、水道事業管理者、企画部長、総務部長、財政部長、環境生活部長、クリーンセンター建設室長、福祉健康部長、産業経済部長、都市建設部長、地域振興部長、教育次長及び水道局長をもって充てる。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第10条 委員会の補助機関として、幹事会を置く。

2 幹事は、企画室長、総務課長、財政課長、納税課長、環境生活政策審議室長、クリーンセンター建設室参与、福祉健康政策審議室長、産業経済政策審議室長、都市建設政策審議室長、地域振興政策審議室長、生涯学習政策審議室長及び水道局経営企画室長をもって充てる。

3 幹事会に代表幹事を置き、企画室長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、代表幹事が必要と認めたときに招集する。

(幹事会の所掌事務)

第11条 幹事会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合計画策定に係る各部署間の連絡調整に関すること。

(2) 各部署が作成した素案の調整に関すること。

(3) 委員会の会議に付すべき事案の調整に関すること。

(4) 前各号のほか委員会の指示事項に関すること。

(ワーキンググループの設置)

第12条 幹事会の補助機関として、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、所属長の推薦する者をもって充てる。

(ワーキンググループの職務)

第13条 ワーキンググループは、幹事会の会議に付すべき事案の調整及び幹事会の指示事項の処理のほか、所属長の指示により所属部署における素案の調整を行うものとする。

(委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務)

第14条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、企画室において行う。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

# 津山市第4次総合計画策定要領

## 1. 計画策定の背景と趣旨

津山市は、平成7年度(1995年度)に平成17年度(2005年度)を目標年次とする総合計画「夢発信！心かよわせ城下町～津山いきいきプラン21～」を策定し、計画的、総合的にまちづくりを進めてきました。

この計画においては「歴史学習文化都市」「交流拠点都市」「健康福祉都市」「安全快適環境都市」の4つの都市像を目標に掲げ、それぞれの分野において、この計画に基づき幅広く施策を展開し、一定の成果をあげてきました。

しかし、計画策定後、景気低迷の長期化、地方分権、少子高齢化、高度情報化、地球規模での環境汚染問題等が急激に進行するとともに社会経済構造が大きく変化し、厳しさを増す中で、国・地方を通じて財政が危機的状況に陥るなど、市民生活や地域社会等の広範な分野において、これまでに体験したことのない新たな状況に直面しています。

本市は、平成17年2月28日に「加茂町、阿波村、勝北町、久米町」との合併により、新生「津山市」としてスタートし、新市の速やかな一体化を図りながら、地域のすべての住民が誇りを持って暮らせる新たな都市づくりが求められています。

総合計画は、直面する諸課題に的確に対応しつつ、引き続き県北の中核拠点都市として発展し飛躍を期するための指針を示すために策定するものです。

## 2. 計画の名称

津山市第4次総合計画

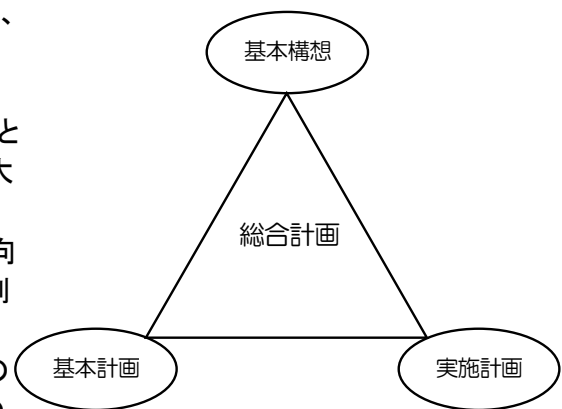
## 3. 計画の期間(目標年次)

平成18年度～平成27年度

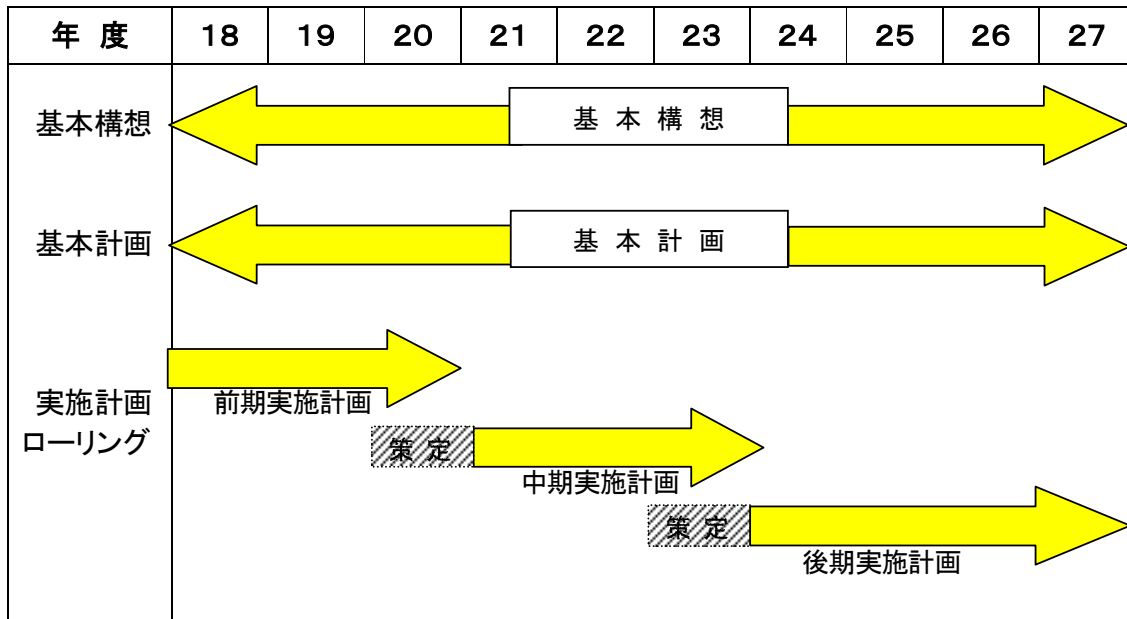
## 4. 総合計画の体系

総合計画は、基本構想、基本計画をもって構成し、計画推進にあたっては、実施計画を策定します。

- 基本構想 平成27年における津山市の都市像とそれを実現するための基本的な政策大綱を示すものです。
- 基本計画 基本構想で定めた都市像の実現に向けて、政策大綱に従い体系的に分野別施策(根幹的な事業)を示すものです。
- 実施計画 基本計画に示された根幹的な事業の具体的な実施内容を明らかにするものです。実施計画は、必要に応じて一定のサイクルでローリングしていきます。







## 5. 計画策定の手法

行政主導による市民参画を基本とした手法によるものとします。そのために、次のような各懇談会を開催するとともに、パブリックコメント制度を活用して、市民のまちづくりについての提言、提案を専門家集団とともにとりまとめ、基本構想、基本計画に反映させます。

### (1) 地区別懇談会

旧津山地域において14ヶ所、加茂、阿波、勝北、久米地域において、各1ヶ所の懇談会を実施します。

なお、加茂、勝北、久米地域においては、別に地域審議会委員との懇談会を開催します。(阿波地域においては、地区別懇談会に合わせて開催します。)

### (2) 分野別懇談会

農林業、商工業・観光、教育・文化・スポーツ、福祉・医療・保健、都市計画・環境の5分野の懇談会を開催し、意見集約を行います。

### (3) パブリックコメント

総合計画の策定に幅広い住民の意見や提案を反映させるために、市広報及びインターネットによるパブリックコメントを実施します。

## 6. 計画策定体制（別紙：計画策定フロー）

### (1) 庁内策定体制

総合計画の策定にあたっては、全庁的な体制で取り組みます。

#### ◇総合計画策定委員会

次のメンバーで構成する総合計画策定委員会を置き、計画策定の総合調整及び原案を作成します。

助役、収入役、教育長、特別理事、水道事業管理者、企画部長、総務部長、財政部長、環境生活部長、クリーンセンター建設室長、福祉健康部長、産業経済部長、都市建設部長、地域振興部長、教育次長、水道局長

#### ◇幹事会

ワーキンググループからの素案を取りまとめ、全体計画の原案を作成する組織として、次のメンバーで構成する幹事会を置きます。

企画室長、総務課長、財政課長、納税課長、環境生活政策審議室長、クリーンセンター建設室参与、福祉健康政策審議室長、産業経済政策審議室長、都市建設政策審議室長、地域振興政策審議室長、生涯学習政策審議室長、水道局経営企画室長

#### ◇ワーキンググループ

各部にワーキンググループを置き、素案の作成を行います。メンバーは、各課からの推薦者（係長級）で構成し、各係（職員）の発想や意見を計画に反映させるとともに、部内外の総合調整を行います。

### (2) 外部体制

#### ◇審議機関

学識経験者や各界代表者で構成する総合計画審議会を設置し、市長の諮問に応じ計画案に関する事項について審議します。

- (1) 市議会の議員
- (2) 関係行政機関の職員（美作県民局）
- (3) 地域審議会の委員
- (4) 市民団体の代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか市長が特に必要と認める者（市民公募ほか）

#### ◇専門家集団

各分野の専門家で構成し、基本構想、基本計画づくりに向けて、各種懇談会等の意見を取りまとめ、助言・指導を行います。

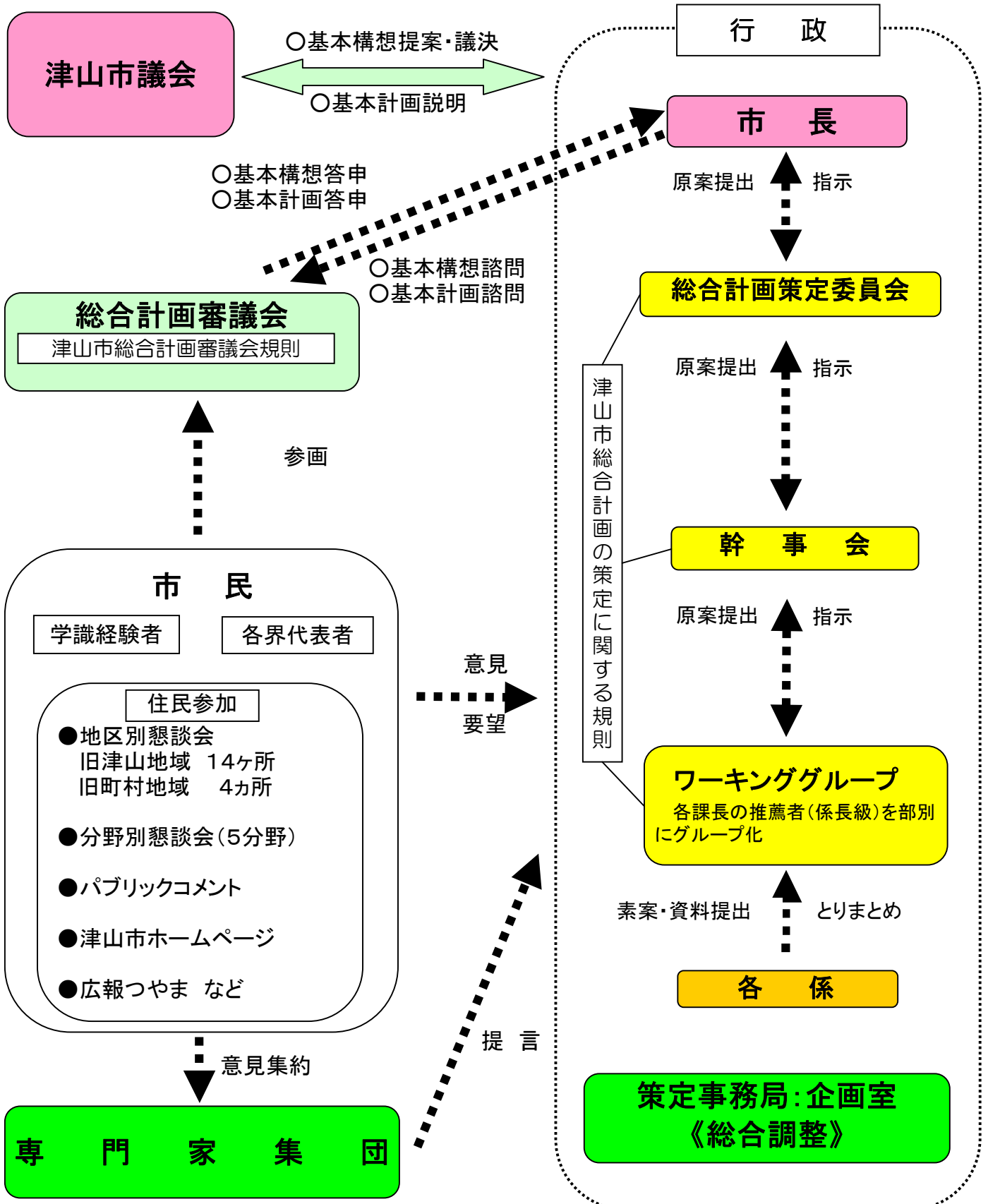
## 7. 策定スケジュール

4月	・ 審議会設置(委嘱)
7月	・ 地区別懇談会 津山地域(14ヶ所) 旧町村地域(4ヶ所)など
8月	・ 分野別懇談会 5分野 (農林業、商工業・観光、教育・文化・スポーツ、福祉・医療・保健、都市計画・環境)
9月	・ 議会中間報告
10月	・ パブリックコメント募集 ・ 基本構想の諮問
11月	・ 基本構想の答申
12月	・ 基本構想の議案提出・議決
H18. 1月	・ 基本計画の諮問
2月	・ 議会中間報告
3月	・ 基本計画の答申 ・ 議会説明

## 8. その他

- (1) この計画は、21世紀の国土のグランドデザイン、岡山県長期ビジョン、新世紀おかやま夢づくりプラン、新生津山キラめきプラン(津山新市建設計画)、過疎地域自立促進市町村計画、その他これらに類する諸計画との整合性を保つこととします。
- (2) この計画は、策定時における本市の行政区域を対象としますが、特に広域的な配慮が必要とされるものについては、その内容において広域生活圈、経済圏等の実態に即し市域外の要素も考慮に入れることとします。

◇計画策定体制



## 津山市総合計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 会議は、公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 津山市情報公開条例（平成11年津山市条例第2号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生じると認められる場合

2 前項ただし書の規定による会議の非公開は、会議において決するものとする。

(開催の周知)

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の1週間前までにインターネット等により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

(傍聴者の定員)

第4条 会議の傍聴者の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認めるときは定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、開会予定時刻の30分前までにあらかじめ指定する場所で傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴の申出をしなければならない。

2 傍聴の申出をした者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

3 会議の傍聴を認めた者に傍聴許可証を交付し、当日に限り会議の傍聴を許可する。

(傍聴許可証の着用等)

第6条 傍聴者は、会場にあるときは、常時傍聴許可証を着用しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴を終えたときは、傍聴許可証を返還しなければならない。

(傍聴をすることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなけれ

ばならない。

- (1) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 会長は、この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し臨機の処置をとることができる。

付 則

この要領は、平成17年4月25日から施行する。